

2023年1月21日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2023年1月21日午後2時から午後5時半ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、大友、小林、清水、巫（5名）

2. 議長の選任

巫が議長に選任され、会議を始めました。山村さんは途中で一時的に参加しましたが、システムダウンのせいか、すぐに退出しました。

3. 議論の要約¹

【一部会員の研究活動を軽視する傾向に関する巫の意見】

（巫）我々の会の目的は、個別の司法被害を受けている人の救済の支援と、現在の司法制度自身に問題があるという観点による制度の検討だ。前者は、基本的には良心的な弁護士さんの力を借りなければならないし、また、司法試験を頂点とする法学部的な勉強は役に立つ。後者については、弁護士は司法試験によって資格を与えられており、それは現行の司法制度が正しいという認識を前提にしているので、このような勉強の立脚点は司法制度を批判的に検討するという観点とは両立しない。だから批判は、我々が独自に研究しなければならず、それに対してはどのような良心的な弁護士や正統的な法学者であっても敵対的な立場にいることを理解しなければならない。司法制度に対する独自の批判を生半可に主張すると、層の厚い法曹界の人員により、激しい攻撃を受けて、つぶされてしまう。だから、この研究を深化させ、法曹界からの批判に耐えうるものにする研究は重要である。裁判司法研究会ではそのような観点により、時間をかけて裁判批判の理論を研究してきたのだが、研究会に全く参加せず、その内容を読んでもいず、もちろん理解していない会員が、その研究は法学部の〈司法試験的な〉勉強をすれば誰でもわかるものだなどと言って、あからさまに軽視し、行動すべきだとか会員を増員させるべきだなどと主張することは、まったく誤っているだけでなく、会のこれまでの活動をひどく侮辱するもので、巫は失望している。〈このあたりの視点を理解せずに生半可な主張をするから、裁判制度は権力作用であり、そもそも公正な判断を行う機能がないとか、あるいは極度に司法機関に期待し、それに依存しようというような極端な傾向に陥

¹ 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

るのではないか。)

【小林さんの公務執行妨害罪事件の弁護士紛議調停の報告】

小林さんが、パワーポイントファイルでプレゼンテーションして、報告した。このデータを公表するかどうかについては、別途検討する。

(小林) 小林さんが以前からこの会で紹介している事件で、公務執行妨害罪で有罪にされた事件を弁護した3人の弁護士について、そもそも無罪の事件だったのに、弁護士の弁護に問題があったとして、紛議調停を申し入れている。○弁護士は、逮捕された後に最初に接触した弁護士だが、完全に無罪であることを前提に弁護してほしいと要求し、それを了承したのに、裁判所の言いなりの弁護をした。1月18日に東京弁護士会で調停の手続があった。

繰り返しになるが、事件について、もう一度説明する。2001年から奥さんが継続してケアしていた奥さんのお母さんが亡くなり、遺骨を奥さんが管理して霊園に預けていたところ、奥さんの弟が遺骨を引き渡すよう訴訟を起こし、引き渡すことを命令する判決になった。しかし、その手続きをどのように進めるか不明だったので、家庭裁判所で審尋し、奥さんが次回の審尋で遺骨を持ってくるとして、部屋を出たところで、小林さんが遺骨の特定方法について裁判所の書記官に聞いて、10分間くらい話をした。書記官が答えられなかったので、次回までに調べてくるよう「宿題」として、帰った。次回の審尋では遺骨を持って行ったが、裁判所側が警備を固めていて、最初から小林さんを追い出したので、遺骨の引き渡しを行うことができなかった。しかたなく、遺骨はゆうパックで相手方に送付した。

ところが、担当した書記官が暴行を受けたと警察署に訴えたために、小林さんが警察署に呼ばれ、暴行はあり得ないと説明した。そうこうしているうちに、小林さんは暴行罪で逮捕され、公務執行妨害罪ということで起訴された。小林さんは書記官と話をし、「宿題」を出したりしたが、裁判所側から出て行けと言われたときには帰ったので、公務執行妨害罪が成立するためには暴行の事実がなければならない。ところが、暴行を立証するとされるものは2名の裁判所職員の証言だけで、小林さんと奥さんの証言はそれを否定して互いに矛盾している。これは事実の立証になっていないと思う。小林さんのメモや、暴行に関する証言とは別の審尋に関する証言など、暴行がなかったことを証する客観証拠があり、検事側が証拠採用を承諾しているのに、裁判官が証拠採用を否定し、「自由心証」による証拠の証明力の評価すら行われなかった。

このような一方的な訴訟指揮に対して、弁護士の弁護は非常に不十分であったので、紛議調停を申し入れた。紛議調停は相手方が拒否すると、成立せず、終了する。

(巫) 裁判所が有罪にしようと決めると、事実がどうであれ、犯罪立証がなくても、辻褄を合わせて有罪にする。大高さんの転び公妨事件もそうだった。こんなでたらめな判決は再審請求するべきではないか。

(小林) 再審請求はするが、すぐに棄却されるだろう。

【玉江さんの事件の状況】

(玉江) 私の事件は、簡単でだれが見ても銀行や不動産屋が不正を行っていることが明らかなのに、裁判官が不正を行って私を負けさせた。これは犯罪であり、このような犯罪を裁判官が行うことは許せない。自分としては、このままで引き下がるわけにはいかない。

(大友) 裁判官の不正を規制する制度は必要だ。

(玉江) 裁判官の不正の追及については、時効は設けるべきではないと思う。

(巫) 玉江さんの事件について、裁判資料など細かい点ではよくわからないところが多いが、大きな視点で分析すると、バブル期の銀行と不動産業界の不正な活動によって生じた巨額の社会的な損失を民間人に押し付けた事件であると言えるのではないかと思う。橋本さんと大高さんが支援した山野さんの千葉興銀事件や、橋本さんが支援した藤崎さんの〈J Aマインズ狛江 20 億円横領〉事件も同じ構造だったと思う。

(玉江) どうすれば、司法の不正を正せるのでしょうか。自分は、喉の手術をされて声が出せなくなり、腕が痛くてワープロも打てなくなり、ますますなにも主張できなくなっている。

(巫) 相手は強大で、短期間に不正を正すことはできないので、玉江さんは焦らずに、休息して、体力を回復し、気長に闘っていくべきではないですか。温泉に入るとか。

【大友さんの事件について】

(巫) 大友さんの事件について、メールで大友さんが書いた原稿を送ってくれているので、それを word ファイルに落として、記録すればいいですか。

(大友) まだ始めの部分しか書いていない。全部を書くまでには、大量の原稿になります。最初から話をすると長くなるのですが、私が兄とともに立ち上げた会社について、私がアメリカに行ったので、持ち分をゼロにしてくれと頼まれたのが発端です。そんなことはできないと答え、話し合いになりましたが、双方で折り合えず、兄側は商法の改正などのタイミングで、私の株式の持ち分を少数株主に圧縮しようとしたので、そこで争いになり、裁判になりました。裁判では、裁判官が法定調書の改ざんを行うなど、問題がある訴訟指揮が続きましたが、私の主張する保有割合は少なくされたが、兄側の、私が株主ではな

いという主張は一貫して認められていない。

その会社名は株式会社Xだったが、ウェブで検索すると株式会社XOという会社が同じ住所の事務所で見つかる。これは、私の株式の持ち分について、主張されることを嫌い、別の会社であると言い逃れるために、そうしたのではないかと疑っている。

(巫) 元の会社が単に商号の変更をただけならば、株主の権利関係は維持されると思いますよ。仮に元の会社が解散して、別の新しい会社を設立したとしても、資本金の株式を継承したのならば、株主の権利は保全されるはずですよ。まず、現在の会社の商業登記簿謄本を取得して、その点を確認すればいいのではないですか。今は、商業登記簿はどこからでも簡単に取得できるので、だれかとってきてくれませんか。小林さんはどうでしょう。

(小林) いろいろ頼まれたりして、忙しいから。

(巫) 確かにそうですね。市役所に行けばいいのだから、私がとってきましようか。

(小林) どこからでも取れますよ。アメリカからでも取れるのではないですか。

(巫) いや、日本国内の法務局ならば簡単に取れますが、アメリカからは取れないでしょう。

(小林) アメリカからでも、日本に依頼すれば取れるでしょう。そもそも、長い間権利を行使していないのならば、株主の権利は抹消されている可能性がありますよ。それを調べるには弁護士に頼んだらどうですか。

(巫) 商法の規定からみて、株主の権利は非常に強いので、権利を行使しないから失われることなどないと思いますが。そんな規定があるのですか。

(小林) 私は日本航空の株式を所有していましたが、断りなしに権利が喪失していました。株式会社は有限責任で、私有財産を認める制度にもとづくものです。

(巫) 日本航空の場合は、会社が完全に破綻して、株主を含むすべての債権を放棄させて、新たに会社を再生したのだから、非常に特殊な例でしょう。小林さんは商法についてよく知らないのに、私に解説するような話し方はやめてくれませんか。そういう空想めいた話にいつまでも付き合っているのは、苦痛なんです。

〈子曰由誨女知之乎知之為知之不知為不知是知也〉

(小林) では、株主がどういう風に商法で規定されているのか、条文を示して説明しなさい。

(巫) そんなこと、あなたに解説する義務はない。へ理屈には付き合えない。いい加減にしろよ。

(小林) へ理屈はあなただ。

(巫) とにかく、現在の登記簿謄本を見れば、問題がはっきりしますので、次回までに私が謄本を取ってくるので、それからでいいのではないのですか。

(小林) いや、現在の会社の謄本をとっても、前の会社との資本関係を立証しなければならない。謄本を取るのならば、巫さんがそこまで全部責任を取ってやるべきだ。

(巫) いい加減にしろ。今の登記状況を見てから、そのあとの問題を考えればいいでしょう。その前にくだくだ言っても、仕方ないでしょう。謄本を私がとってきますので、後でお知らせします。今日はもう時間なので閉会にしましょう。

(大友) 私の事件については、今まで書いたものを、みなに公開してください。方向としては、裁判官が法定調書を捏造した問題を追及することと、現在の会社の状態を調査してそこから問題を追及することを並行しましょう。

〈大友さんの作成文書は、別の独立した文献として編集して作成したほうがいいと思いますので、公開はそのあとがいいのではないのでしょうか。〉

4. 次回の予定

今回は、2週間後の日本時間 2023年2月4日(土) 14時から17時くらいまでの Zoom 会議とします。Zoom ホストは小林さんです(米西部時間では、2023年2月3日(金) 22時から25時くらい、米ハワイ時間では18時から)。

2023年1月23日

巫召鴻